

事後評価シート

| | |
|--------------|--|
| 調査研究課題名 | 交通分野における AI 及び ICT の技術革新とガバナンス制度に関する調査研究 |
| 担当者 | 研究官 吉田正大、前主任研究官 村田遊、研究官 吉原圭佑、前主任研究官 竹内龍介 |
| ① 当初目標と目標達成度 | <p>本調査研究は、「欧米等における AI 及び ICT（以下「AI 等」という。）のガバナンスの制度構築等の現状」「交通分野における AI 等の技術革新の動向」「陸上交通に係る行政機関、事業者等の AI 等の技術革新及びガバナンス制度への対応の現状及び見通し」等について調査及び分析を行い、今後の交通分野における AI 等の発展に向けた我が国政府、企業等の中長期的な戦略として、幅広く活用できる基礎資料を作成することを目的に、令和 6 年度及び令和 7 年度の 2 か年にわたって実施したものである。</p> <p>本調査研究は、2024 年 5 月に世界初の AI に関する包括的規制法が成立した欧州並びに自動運転分野の社会実装で世界をリードする米国及び中国を含むアジア及び北米を対象に調査を実施した。</p> <p>欧州については、AI 等のガバナンスの制度構築及び交通分野における AI 等の新技術の検討、実証実験、社会実装等に関して、欧州をリードしていると考えられる地域及び国として、欧州連合（EU）に加え、英国、ドイツ及びフランスの計 4 件を調査対象とした。アジア及び北米については、前述の米国及び中国に加え、AI 技術発展を取り巻く環境に関する各種指標が比較的高く、自動運転の社会実装に向けた取組等で進展が見られる韓国を調査対象とした。さらに、米国においては、連邦レベルの動向を踏まえつつ、全米 50 州の中から、特に AI 関連法及び自動運転関連法が成立している州に重点を置き、その中でもロボタクシー等の AV を活用した商用サービスの展開が積極的に進められている州として、カリフォルニア州及びテキサス州を中心に調査を実施した。</p> <p>本調査研究により、欧米及びアジアの交通分野における AI 等に関する先進的取組及び日本の現状について、その背景となる AI 等に係るガバナンス制度も含め総合的に把握することができた。</p> <p>したがって、当初の目標を達成できたと考える。</p> |
| ② 調査研究内容の妥当性 | <p>欧米及びアジアの交通分野における AI 等に関する先進的取組と日本の現状について、その背景となる AI 等に係るガバナンス制度も含め総合的に調査を行い整理した。また、文献調査のみならずヒアリングを含む現地調査を実施することで、情報の緻密性及び正確性について確保するように努めた。</p> <p>したがって、本調査研究の内容は妥当なものとする。</p> |

| | |
|----------------|--|
| ③ 調査研究の仕組みの妥当性 | <p>調査研究を進める過程で、AI等のガバナンス制度、交通分野におけるAI等の活用等に知見を有する有識者に対してヒアリングを実施し、様々な角度からご意見をいただきました。</p> <p>したがって、本調査研究の仕組みは妥当なものとする。</p> |
| ④ 成果と活用 | <p>本調査研究の成果を記した報告書を、当研究所のホームページで広く公表することを予定している。</p> |
| ⑤ その他 | <p>本調査研究の成果の一部については、当研究所が主催する令和7年度及び令和8年度研究発表会において報告を行うとともに、国土交通政策研究所紀要第83号において公表済みである。</p> |